

年度	軽減割合	軽減対象となる所得の基準 世帯主(擬制世帯主を含む)、被保険者(特定同一世帯所属者を含む)(注釈2)の前年総所得金額等の合計
令和8年度	7割	43万円+(10万円×(給与所得者等の数(注釈3)-1))以下
	5割	43万円+(31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))+ (10万円×(給与所得者等の数(注釈3)-1))以下
	2割	43万円+(57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))+ (10万円×(給与所得者等の数(注釈3)-1))以下
令和7年度	7割	43万円+(10万円×(給与所得者等の数(注釈3)-1))以下
	5割	43万円+(30.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))+ (10万円×(給与所得者等の数(注釈3)-1))以下
	2割	43万円+(56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))+ (10万円×(給与所得者等の数(注釈3)-1))以下

(注釈1)総所得金額には、分離課税所得(譲渡、株式、先物等)を含みますが、退職所得は含みません。軽減判定の際、分離譲渡所得(土地・建物等)は特別控除前の額となります。

(注釈2)特定同一世帯所属者とは、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方です。

(注釈3)給与所得者等の数とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)や公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を受けている方です。これらに該当する方が世帯にいない場合、(給与所得者等の数引く1)はゼロとして計算します。